

神栖市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険等の加入要件の設定について

神栖市では、建設工事の競争入札参加資格申請の際に必要な資格として、経営事項審査の審査基準日時点で「雇用保険」「健康保険」及び「厚生年金保険」（以下、「社会保険等」といいます。）へ加入していることを要件としています（法令等により加入義務がない建設業者は除く。）。

社会保険等に参加義務がある建設業者で未加入となっている場合には、競争入札参加資格の申請受付ができませんのでご注意ください

2 法定外労災保険加入の要件化について

神栖市においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

3 申請受付工種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29工種になります。

ただし、格付を行うのは、土木、建築、舗装の3工種になります。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで

（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

入札参加資格者名簿につきましては、閲覧（神栖市役所本庁舎2階 契約管財課）及びインターネット（神栖市ホームページ）で公表します。

なお、郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。

6 名簿を共有する部局

この資格審査の対象部局は、次のとおりです。

- ① 神栖市市長部局（本庁及び出先機関。以下同じ。）
- ② 神栖市水道課
- ③ 神栖市下水道課
- ④ 神栖市教育委員会
- ⑤ 市関係機関（公社等）

※ これら以外の市関係機関においても、この資格審査を経た方のみを入札参加の対象にしている場合があります。取扱いの詳細につきましては、各市関係機関に直接お問い合わせください。

7 個別書類について

書 類 名	市内業者	市外業者	摘 要
個別書類チェック表	○	○	個別書類の表紙とすること。
登記簿謄本（法人） または身分証明書（個人）の写し	○	△	神栖市内に本店または従たる 営業所等がある場合に提出すること。

※ ○：提出要 △：該当者のみ提出

8 連絡先

神栖市 企画部 契約管財課 契約検査グループ

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5

TEL 代表 0299-90-1111（内線361、362、363）

直通 0299-90-1130

E-mail keiyaku@city.kamis.ibaraki.jp